

神戸町空家バンク設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、神戸町における空家の有効活用を通して、定住促進による地域の活性化を図るため、神戸町空家バンク事業の実施について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家等 個人又は法人が所有する居宅、店舗、工場、事務所及び倉庫のうち、現に活用していない（近く活用しなくなる予定のものを含む。）町内に存在する建築物をいう。ただし、民間事業者による賃貸や売買等を目的とする建築物を除く。
- (2) 所有者等 空家等に係る所有権又は売買若しくは賃貸を行うことができる権利を有する者をいう。
- (3) 利用希望者 町内へ定住、地域の活性化等を目的として、空家等の利用を希望する者をいう。
- (4) 協力事業者 公益社団法人岐阜県宅地建物取引業協会又は公益社団法人全日本不動産協会岐阜県本部の会員のうち、町内に事務所を有し、町と空家バンクに関する協定を締結した者をいう。
- (5) 空家バンク 空家等の売買、賃貸等を希望する所有者等からの申込みにより、空家等の情報を登録し、利用希望者に対して提供する制度をいう。

(適用上の注意)

第3条 この要綱は、空家バンク以外による空家等の取引を妨げるものではない。

- 2 神戸町暴力団排除条例第2条に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者は、空家バンクを利用することができない。

(空家等の登録申込み等)

第4条 空家バンクに空家を登録しようとする所有者等は、神戸町空家バンク登録申込書(第1号様式)及び神戸町空家バンク登録台帳(第2号様式、以下「登録台帳」という。)を町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、登録に必要な調査を実施するものとする。
- 3 町長は、前項に規定する調査を実施する場合において、協力事業者に対し、登録に必要な調査を依頼し、その結果の報告を求めることができる。
- 4 町長は、第2項の規定による調査により登録することが適当と認められるときは空家バンクに登録するものとする。(以下「登録物件」という。)ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、空家バンクに登録しないものとする。
  - (1) 当該空家等が、第2条第1号の要件を満たしていないとき。
  - (2) 当該空家等の所有者等が、第2条第2号の要件を満たしていないとき。
  - (3) 当該空家等の所有者等に、市町村税及びこれらに準ずる納付金の滞納があるとき。
  - (4) 当該空家等の所有者等が、破産又は民事再生の申立てをしていたり、強制執行を受けたりしているとき。
  - (5) 当該空家等の老朽化が著しいもの又は大規模な修繕が必要なものの。
  - (6) その他町長が空家バンクへの登録が適当でないとしたもの。
- 5 所有者等は、契約成立まで空家等の保全に努めなければならない。ただし、契約後も権利を有する場合においては、継続して保全に努めなければならない。
- 6 町長は、第4項の規定による登録をしたとき又は登録をしなかったときは、その旨を神戸町空家バンク登録完了(不可)通知書(第3号様式)により所有者等に通知するものとする。

7 町長は、第4項の規定による登録をしていない空家等で、空家バンクによる活用が適当と認めるものは、当該所有者等に対して、同制度による登録を勧めることができる。

(空家等に係る登録事項の変更届出)

第5条 前条第6項の規定による登録の通知を受けた所有者等（以下「空家物件登録者」という。）は、当該登録事項に変更があったときは、速やかに神戸町空家バンク登録事項変更届出書（第4号様式）により町長に届け出なければならない。

(空家バンクの登録の抹消)

第6条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、空家バンクの登録を抹消しなければならない。

- (1) 登録物件の売買及び賃貸借等の契約が締結されたとき。
- (2) 空家物件登録者から神戸町空家バンク登録抹消申出書（第5号様式）の提出があったとき。
- (3) 空家バンクの登録内容に虚偽があったとき。
- (4) その他町長が適当でないと認めたとき。

(空家情報の公開)

第7条 町長は、空家等の登録情報を町のホームページ等に掲載し、周知するものとする。

2 町長は、利用希望者に対して登録台帳に記載された事項のうち、必要な事項を公表するものとする。

(利用申込み等)

第8条 登録物件の利用希望者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 登録物件に定住し、生活拠点としようとする者。
- (2) 登録物件に定住し、又は定期的に滞在しようとする者で、本町の自然環境、生活文化等に対する理解を深め、地域住民と協調して生活できる者。
- (3) 登録物件に定住し、又は定期的に滞在しようとする者で、経済、教育、文化、芸術活動等を行うことにより、地域の活性化に寄与

できる者。

(4) その他町長が適当と認めた者。

2 利用希望者は、神戸町空家バンク利用申込書（第6号様式）及び神戸町空家バンク利用誓約書（第7号様式）を町長に提出しなければならない。

3 町長は、前項の規定による申込みがあったときは、協力事業者に対して利用の申込みがあったことを通知するものとする。

4 協力事業者は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに空家物件登録者と利用希望者との交渉を開始するものとする。

（売買契約等）

第9条 売買契約及び賃貸借契約並びに交渉等に関する一切のトラブル等については、空家物件登録者、利用希望者及び協力事業者にて解決するものとし、町は、直接これに関知しないものとする。

2 協力事業者は、媒介した交渉等の結果を町長に報告しなければならない。

（個人情報の取扱い）

第10条 空家物件登録者と利用希望者及び協力事業者は、空家バンクにより取得した個人情報（以下「個人情報」という。）の取扱いについては、次の事項を守らなければならない。

(1) 個人情報を他に漏らし、又は不当な目的のために収集及び利用しないこと。

(2) 個人情報を漏洩することのないように適性に管理すること。

(3) 個人情報を町長の承諾なくして複製してはならない。

(4) 個人情報は、用務が完了したときは、直ちに返却、破棄、消去その他適正な措置を講じなければならない。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。